

平成 27 年 7 月 21 日
西 東 京 市
西東京市教育委員会

西東京市食物アレルギーへの対応に関する今後の取組方針

西東京市及び西東京市教育委員会（以下これらを「西東京市」という。）は、食物アレルギー（給食等の提供により発生するアナフィラキシーショック等）への対応に関する今後の取組みについての基本的な方針を次のとおり定めるものとする。

1 西東京市が取り組むべき対応

(1) ガイドラインに基づく対応の徹底

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 23 年 3 月厚生労働省）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成 20 年 3 月文部科学省監修）」に基づき、西東京市が市立保育園及び市立小中学校を支援するための基本方針を今後定めるものとする。

(2) 関係機関との連携体制の構築

西東京市及び医療関係者等が参加する「食物アレルギーに関する意見交換会」を開催し、相互の情報の共有を図り、関係機関相互の連携強化に取り組む。

(3) 関係職員に対する研修の充実

西東京市は、各保育園及び小中学校が継続して食物アレルギーに関する知識の取得や緊急時におけるシミュレーション訓練等が継続して実施できるよう配慮する（エピペン®使用訓練を含む。）。

2 保育園及び小中学校が取り組む個別対応

(1) 組織対応の必要性及びアレルギー情報の共有化

保育園所管部署及び学校教育所管部署がそれぞれにおいて、「食物アレルギー対応委員会」を設置し、組織単位で食物アレルギー対策に取り組むものとする。

また、園児及び児童生徒のアレルギーに関する情報は、施設単位で共有し、その内容の把握に努める。

(2) 保護者との連携

各施設において適切なアレルギー対応ができるよう、各施設の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関しては、保護者

からの十分な情報提供を求めるとともに、医師の診断に基づく情報に基づき、具体的なアレルギー対策を保護者に提示し、相互の理解と協力のもと対策を講じるものとする。